

# 2020年度 いじめ防止基本方針



日野町立日野中学校

# 学校いじめ防止基本方針

日野町立日野中学校

## 1. いじめの定義といじめ防止に向けての本校の基本姿勢

いじめとは、「当該生徒等が、一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）により、心身の苦痛を感じているもの」であり、「いじめはどこの学校・どの学級でも、どの子どもにも起こりうるもの」との認識をもつ必要がある。全校生徒が、「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるようにするための指針としていじめ防止基本方針を策定する。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- (1) 互いのよさを認め合い、安心して自分の力を発揮できる集団づくりを進めるとともに、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 生徒一人ひとりの自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために様々な手段を講じるとともに、生徒理解に努める。
- (4) いじめの早期解決のために組織的な対応を行い、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく関係機関や専門家と連携を図り、解決にあたる。
- (5) 学校と家庭が協力し、適切な指導と支援を行う。

## 2. 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭、当該学年主任、当該学級担任、S C、日野町から派遣される職員等による「いじめ防止対策委員会」を設置する。必要に応じて委員会を開催する。委員会は、次の役割を担う。

- (1) 未然防止の推進など、学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
  - ・教育課程に位置づけられて行われる取組の企画や実施
  - ・計画的に進んでいるかのチェック
  - ・各取組の有効性の検証
  - ・学校基本方針の見直し
- (2) 教職員の共通理解と意識啓発
  - ・教職員の資質能力向上のための校内研修
- (3) 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
  - ・学校評価アンケートの実施とそのフィードバック

- (4) 個別面談や相談窓口の集約
- (5) いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
- (6) 発見されたいじめ事案への対応
- (7) 構成員の決定
- (8) 重大事案への対応

### 3. いじめの未然防止のための取組

いじめ未然防止のために基本となるのは、「自分が好き、友達が好き、学校が好き」と言える生徒を育てていくことである。そのためには、生徒がめあてを達成できた、みんなに認めてもらえている、人の役に立っているという実感をもてることが大切であり、自己肯定感を高めていく取組を行っていくとともに、一人ひとりの個性を大事にできる仲間づくり、自分の居場所があり活躍する場がある学級・学校づくりを推進していく。

そこで、いじめのない明るく楽しい学校をめざして、以下の取組を行う。

#### (1) 認め合い、学び合い、高め合う学級づくり

- ・学級の取組や学校行事を通じて、安心して自分の力を発揮でき、友達のよさを発見できる学級づくりに努める。

#### (2) わかる、つかえる、創り出す授業づくり

- ・一人ひとりの考えが活かされて問題が解決できる授業づくりに努める。
- ・主体的に探求し、自らの学習課題を解決・実現できるための支援を行う。
- ・学力を高めるための3アップ作戦

- ①学力定着アップ
- ②学習習慣アップ
- ③授業づくりアップ      の充実を図る。

#### (3) 幅広い考え方を育てる読書活動の推進

- ・豊かな考え方を育むための読書活動と読書量増加をめざした取組を充実していく。

#### (4) 生き方を学ぶ道徳教育の推進

- ・人間の生き方としての自覚を深めるための授業改善、道徳教材の充実、校内研究での研究・研修を行う。

#### (5) 人権尊重の精神を育てる人権教育の推進

- ・自尊感情を高め、豊かな感性と人権感覚を育む取組を実施する。
- ・学級人権宣言と人権標語により、日々自分の行動の振り返りを行う。

- (6) 自己実現が図られる生徒指導の推進
  - ・自己存在感、共感的な人間関係、自己決定の場のキーワードを大切にした積極的な生徒指導の取組を実施する。
  - ・生活目標の実現が図られるための個々への支援を行う。
- (7) 人との関わりを大切にする異学年との交流の推進
  - ・部活動をはじめ、合唱コンクール、体育祭で縦のつながりを大切にする。
- (8) 生徒が主役となる特別活動の推進
  - ・生徒の主体的に学校をよくするための取組を支援し、良くなった点を評価する。
- (9) 人との関わりの中で社会性を養う体験活動の推進
  - ・豊かな感性を養うためのボランティア体験、福祉体験、自然体験を充実する。
- (10) 保護者・PTA、地域との連携の推進
  - ・地区別懇談会を行いPTAや地域との連携を深める。
  - ・いじめアクションプランを機会あるたびに、保護者に説明する。

#### 4. いじめの早期発見のための取組(いじめの兆候を見逃さないための手立て)

いじめを早期発見するために、次の手段を講じる。

- (1) 教育的愛情をもった生徒理解
  - ・「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全ての教職員が生徒の様子を見守り、日常的な観察をていねいに行う。
  - ・生徒の小さな変化も見逃さない鋭い感覚を身につけるよう努める。
- (2) きめ細やかな実態把握
  - ・日常の出来事や感想が記入できる「生活の記録」などを利用し、生徒一人ひとりの状況把握に努める。
- (3) 教育相談の実施
  - ・いじめをはじめとする生徒の悩みを把握するために学期に1回教育相談月間を設定し、個々の生徒から話を聞く。
  - ・保護者の悩みや要望を聞くために、日頃から関係づくりに努める。
- (4) 情報を共有できる場の設定
  - ・生徒の様子を交流し、取組を充実するための機会(職員研修会、子どもを語る会、職員会議)を計画的に設置する。

(5) 「報告、連絡、相談」の徹底

- ・全教職員が、小さなことでも「報告・連絡・相談」する習慣をつけ、速やかに情報を共有できるようにする。

## 5. いじめの早期解決に向けての取組（発見したいじめに対する対処）

いじめの早期解決のために、以下のことに留意し、全教職員が一致団結して問題の解決にあたる。

(1) 5W1H

- ・いつ
- ・どこで
- ・誰が
- ・誰と
- ・何を
- ・どのように

を細かくメモし、教職員だれもがいつでも情報を共有できるようにする。

- (2) 問題解決に向けたチームを組織し、指導・支援体制を組む。
- (3) 被害生徒のケア、加害生徒の指導、学級での指導、保護者への説明等についてチームで検討し、対応の方針を出して、対応に当たる。
- (4) 教育委員会への連絡を行うとともに、関係機関と連携を取りながらいじめの早期解決、および事後のケアに取り組む。
- (5) その後の生徒の様子や経過を見ながら、再発防止に努める。

\*いじめ発生時の対応マニュアルは、別紙を参照

## 6. 教育委員会や関係機関との連携

- (1) 日頃から教育委員会や各関係機関との連携を密に図り、いじめが発生した場合は、迅速かつ適切に協働していじめの早期解決に取り組む。
- (2) いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

- (3) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察と連携して対処する。また、生徒の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

## 7. 重大事態への対処

- (1) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。

- (2) 重大事態とは、いじめ防止対策推進法第28条第1項各号に規定されるものであり、その解釈は以下の通りとする。

- ・「生命・心身または財産に重大な被害」について

いじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ① 生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

- ・「相当の期間」について

文部科学省が定める不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、目安に関わらず迅速に調査に着手するものとする。また、生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たるものとする。

- ・重大事態の報告・調査

重大事態が発生した場合、直ちに県教育委員会に報告する。報告後、県教育委員会の指示に従い、事案の調査を行なう。調査を行う組織は、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えたものをその組織とする。

調査では、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- ① いつ頃
- ② 誰から行われ
- ③ どのような態様であったか
- ④ いじめを生んだ背景や生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ⑤ 学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ・ いじめを受けた生徒およびその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明をする。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過の報告に努める。この情報の提供は他の生徒のプライバシー保護に十分配慮し、適切に行う。

## 8. 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

## 9. 学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を教育委員会に報告する。また、保護者アンケートを実施し、その結果を公表する。

